

消食表第229号
令和6年4月1日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長
（公印省略）

特別用途食品に関する質疑応答集の一部改正について

今般、消費者庁組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第85号）が施行され、「食品表示企画課」の名称が「食品表示課」に変更されました。

これに伴い「特別用途食品に関する質疑応答集」（平成31年3月26日消食表第105号）について、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知方お願いします。

特別用途食品に関する質疑応答集の一部改正について（新旧対照表）

改正後	改正前（最終改正：令和5年5月19日 消食表第240号）
<p>特別用途食品に関する質疑応答集（平成31年3月26日消食表第105号）</p> <p>目次（略）</p> <p>問1～問18（略）</p> <div data-bbox="152 603 1124 699" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問19 要望を提出する際、何が必要となり、どのように行えばよいか。また、要望提出の時期は定めているか。</p> </div> <p>新たな許可区分の追加及び許可基準の見直しを要望する場合は、消費者庁次長通知に定める資料を作成し、消費者庁長官に提出すること。</p> <p>なお、資料の準備に当たって疑問があれば、事前に消費者庁<u>食品表示課</u>に相談しても差し支えない。</p> <p>また、要望提出の時期については、具体的な締切りを設けていないが、特別用途食品の許可等に関する委員会は秋を目途に開催するため、早期に要望内容及び提出時期を消費者庁<u>食品表示課</u>に相談することが望ましい。</p> <p>問20～問33（略）</p> <p>《別添3 特別用途食品の取扱い及び指導要領について》</p> <div data-bbox="152 1232 1124 1327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問34 特別用途食品の許可に関する事前相談は、商品の開発・販売以降に行う必要があるか。</p> </div> <p>当該食品の販売以前であっても、特別用途食品の許可申請、変更届及び再</p>	<p>特別用途食品に関する質疑応答集（平成31年3月26日消食表第105号）</p> <p>目次（略）</p> <p>問1～問18（略）</p> <div data-bbox="1160 603 2132 699" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問19 要望を提出する際、何が必要となり、どのように行えばよいか。また、要望提出の時期は定めているか。</p> </div> <p>新たな許可区分の追加及び許可基準の見直しを要望する場合は、消費者庁次長通知に定める資料を作成し、消費者庁長官に提出すること。</p> <p>なお、資料の準備に当たって疑問があれば、事前に消費者庁<u>食品表示企画課</u>に相談しても差し支えない。</p> <p>また、要望提出の時期については、具体的な締切りを設けていないが、特別用途食品の許可等に関する委員会は秋を目途に開催するため、早期に要望内容及び提出時期を消費者庁<u>食品表示企画課</u>に相談することが望ましい。</p> <p>問20～問33（略）</p> <p>《別添3 特別用途食品の取扱い及び指導要領について》</p> <div data-bbox="1160 1232 2132 1327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問34 特別用途食品の許可に関する事前相談は、商品の開発・販売以降に行う必要があるか。</p> </div> <p>当該食品の販売以前であっても、特別用途食品の許可申請、変更届及び再</p>

改正後

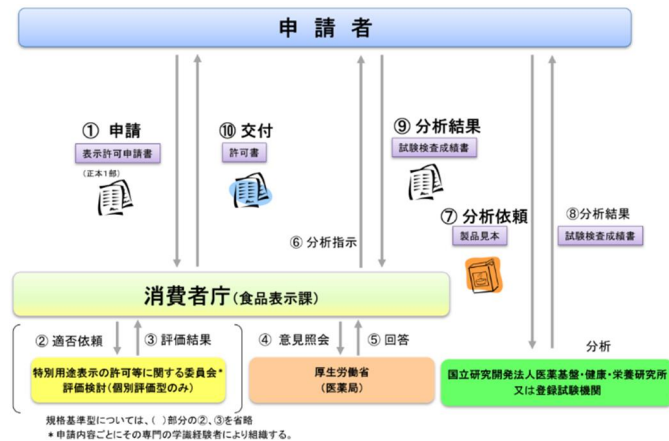
申請の提出に当たって、申請書類の準備等で不明な点があれば、消費者庁食品表示課において随時事前相談を受け付けている。

なお、事前相談の内容（表示する用途が医薬品医療機器等法に抵触するか不明な場合等）によっては、消費者庁から厚生労働省に照会し確認する場合がある。

問 35～問 36 （略）

問 37 要望を提出する際、何が必要となり、どのように行えばよいか。また、要望提出の時期は定めているか。

特別用途食品の表示許可等に係る申請及び審査の手続は以下のとおりである。申請書類については、消費者庁次長通知に記載されている注意事項等を確認の上、作成し、許可申請の場合は、特別用途食品表示許可申請書（承認申請の場合は、特別用途食品表示承認申請書。以下併せて「許可等申請書」という。）を消費者庁長官に提出すること。



改正前（最終改正：令和5年5月19日 消食表第240号）

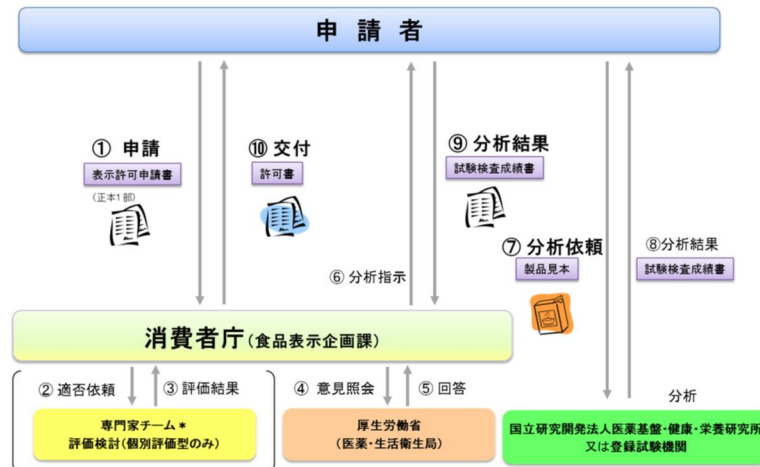
申請の提出に当たって、申請書類の準備等で不明な点があれば、消費者庁食品表示企画課において随時事前相談を受け付けている。

なお、事前相談の内容（表示する用途が医薬品医療機器等法に抵触するか不明な場合、食品としての安全性に疑義がある場合等）によっては、消費者庁から厚生労働省に照会し確認する場合がある。

問 35～問 36 （略）

問 37 要望を提出する際、何が必要となり、どのように行えばよいか。また、要望提出の時期は定めているか。

特別用途食品の表示許可等に係る申請及び審査の手続は以下のとおりである。申請書類については、消費者庁次長通知に記載されている注意事項等を確認の上、作成し、許可申請の場合は、特別用途食品表示許可申請書（承認申請の場合は、特別用途食品表示承認申請書。以下併せて「許可等申請書」という。）を消費者庁長官に提出すること。



改正後	改正前（最終改正：令和5年5月19日 消食表第240号）
<p>問 38 （略）</p> <p>《別添3-6 許可後の取扱いについて》</p> <p>問 39 特別用途食品の許可を受けた後に、製造する会社の吸収合併が行われた場合、変更届を提出すればよいか。</p> <p>基本的には、吸収合併存続会社など、申請者である法人の同一性が確保される場合は、変更届を提出することとし、吸収分割会社など法人の同一性が確保されない場合は、再申請を行うこととなる。既に許可を受けた食品の申請者である製造会社等を変更する場合、どのような手続が必要となるかは、事前に消費者庁食品表示課に相談されたい。</p> <p>問 40 （略）</p> <p>問 41 変更事項の届出が不要となる「変更事項が表示見本のみに係るものであって、義務表示事項以外の表示見本の変更」とはどのようなものか。</p> <p>例えば以下のような場合（義務表示事項の視認性に影響のない範囲の変更）が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字色、文字サイズ、背景色又は図案の変更、追加又は削除 ・任意の表示事項やキャッチコピーの変更、追加又は削除 <p>ただし、別添3の3（3）にある「表示、広告等の取扱い」に留意すること。なお、変更事項の届出の要否については、随時事前相談を受け付けていることから、消費者庁食品表示課まで照会することができる。</p>	<p>問 38 （略）</p> <p>《別添3-6 許可後の取扱いについて》</p> <p>問 39 特別用途食品の許可を受けた後に、製造する会社の吸収合併が行われた場合、変更届を提出すればよいか。</p> <p>基本的には、吸収合併存続会社など、申請者である法人の同一性が確保される場合は、変更届を提出することとし、吸収分割会社など法人の同一性が確保されない場合は、再申請を行うこととなる。既に許可を受けた食品の申請者である製造会社等を変更する場合、どのような手続が必要となるかは、事前に消費者庁食品表示企画課に相談されたい。</p> <p>問 40 （略）</p> <p>問 41 変更事項の届出が不要となる「変更事項が表示見本のみに係るものであって、義務表示事項以外の表示見本の変更」とはどのようなものか。</p> <p>例えば以下のような場合（義務表示事項の視認性に影響のない範囲の変更）が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字色、文字サイズ、背景色又は図案の変更、追加又は削除 ・任意の表示事項やキャッチコピーの変更、追加又は削除 <p>ただし、別添3の3（3）にある「表示、広告等の取扱い」に留意すること。なお、変更事項の届出の要否については、随時事前相談を受け付けていることから、消費者庁食品表示企画課まで照会することができる。</p>